

## 実施可能要件、サポート要件及び明確性要件の判断に関する裁判例

### －「防眩フィルム」事件－

R5.3.27 判決 知財高裁 令和4年（行ケ）第10029号

特許取消決定取消請求事件：決定取消

#### 概要

異議決定では、訂正後の特許が実施可能要件、サポート要件及び明確性要件を充足しないとして、特許を取り消したが、本判決では、**訂正後の特許は、これらの要件をいずれも充足すると判断して、実施可能要件等の要件を充足しないとした決定が取り消された事例。**

#### 特許請求の範囲

##### 【請求項1】

ヘイズ値が60%以上95%以下の範囲の値であり、内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲の値であり、且つ、画素密度が441ppiである有機ELディスプレイの表面に装着した状態において、8ビット階調表示で且つ平均輝度が170階調のグレースケール画像として画像データが得られるように調整したときの前記ディスプレイの輝度分布の標準偏差が、0以上10以下の値である防眩層を備える、防眩フィルム。

#### 主な争点

- 1 実施可能要件の判断の誤り（取消事由2）
- 2 サポート要件の判断の誤り（取消事由3）
- 3 明確性要件の判断の誤り（取消事由4）

#### 裁判所の判断

##### 1 取消事由2について

『（1）発明の詳細な説明が物の発明について実施可能要件を満たすためには、当業者が発明の詳細な説明の記載及び出願当時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、その物を製造し、使用することができる程度の記載があることを要するものと解される。

（2）本件では、長細状凸部ループ構造を有し、光学三特性を有する防眩層を備える第1実施形態に係る防眩フィルムにより本件各発明を実施できることは当事者間に争いはない。しかし、**本件各発明は、光学三特性を満たす防眩層を備えることを要するものの、特許請求の範囲においては、その構造は限定されておらず、長細状凸部ループ構造以外の構造のものも本件各発明に含まれるものと解される。**そこで、本件明細書等の記載に長細状凸部ループ構造以外の構造のものが含まれているといえるか否かを検討する。

・・・（略）・・・

そうすると、**第1実施形態の防眩層には、長細状凸部ループ構造以外の凹凸構造のものも含まれており、そのようなものも含め、当業者であれば、少なくとも第1実施形態により、光学三特性を満たす本**

#### **件各発明に係る防眩層を、過度の試行錯誤なく製造できるものと認められる。**

したがって、本件明細書等には、当業者が発明の詳細な説明の記載及び出願当時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、その物を製造し、使用することができる程度の記載があると認められる。

（3）この点に関し、被告は、本件各発明は、第1構造防眩層を備えた防眩フィルムのみならず、第2構造防眩層及び第3構造防眩層を備えた防眩フィルムを含むにもかかわらず、本件明細書等には、実施例として第1構造防眩層について示されているにすぎず、第2構造防眩層及び第3構造防眩層については、具体的製造例や光学三特性の測定結果等の記載はなく、凹凸をどのように形成すればよいか等について何らの示唆もない旨、原告が光学三特性を得るための構造として主張する構造は、第1構造防眩層を上位概念化したものであり、それによって直ちに光学三特性を得られるものではない旨主張し、そのため、光学三特性のパラメータの数値範囲を満たす第2構造防眩層及び第3構造防眩層を製造するには過度の試行錯誤を要すると主張する（前記第3の2〔被告の主張〕）。

しかし、第2実施形態または第3実施形態により、第1実施形態では製造できない防眩フィルムを製造することは、本件明細書等には記載されていない。

・・・（略）・・・

**そうすると、第1実施形態により作成できる防眩フィルムを、第2実施形態や第3実施形態によっても作成できるものと認められ、仮に、第1実施形態により作成できる防眩フィルムの中に、第2実施形態や第3実施形態により作成できないものがあつたとしても、それにより、第1実施形態により本件各発明が実施可能であることが否定されるものではない。**

なお、第2実施形態により製造された第2構造防眩層、第3実施形態により製造された第3構造防眩層の中に、第1構造防眩層とは異なる形状・構造を有するものがあり、それらが本件各発明の光学三特性を満たさなかったとしても、それらは本件各発明

を実施するものではないというにとどまり、それによって本件各発明の実施可能性が否定されるわけではない。

以上によれば、被告の上記主張は採用することができない。』

## 2 取消事由3について

『(1) 特許請求の範囲の記載がサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、発明の詳細な説明に記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものと解される。

・・・(略)・・・

本件各発明の解決しようとする課題は、「着色しにくく、良好な防眩性を有すると共に、ディスプレイのギラツキを抑制可能な防眩フィルムを提供すること」(段落【0007】)である。

本件各発明においては、防眩層の内部ヘイズ値を高めなくても、防眩層の表面を適切に粗面化して外部ヘイズ値を調節し、良好な防眩性を得ることができ(段落【0010】)、ヘイズ値が60%以上95%以下の範囲の値であれば良好な防眩性が得られる(段落【0007】ないし【0009】)。また、内部ヘイズを高くしないことにより、防眩フィルム内に入射した光が、防眩層中の微粒子によって広角に散乱するのを抑制できるので、防眩フィルム内に入射した所定波長の光が広角に散乱されて防眩フィルムが着色するのを防止できるものであり(段落【0010】)、内部ヘイズ値が0.5%以上15.0%以下の範囲の値のときに、防眩フィルムが着色するのを防止できる(段落【0007】ないし【0009】)。また、ギラツキを抑制する方法としては、防眩層の表面の凹凸を縮小するだけでなく、防眩層の凹凸の傾斜を高くして凹凸を急峻化すると共に凹凸の数を増やすことで、ディスプレイのギラツキを抑制しながら防眩性を向上させることができるから(段落【0078】)、ディスプレイの輝度分布の標準偏差が、0以上10以下の値である凹凸構造の防眩フィルムは、ギラツキを抑制することができる(段落【0011】)。そのため、光学三特性を有する本件各発明は上記課題を解決することができる。』

## 3 取消事由4について

『(1) 特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載だけではなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるか否かという観点から判断するのが相当である。

(2) ア これを本件において検討するに、表面に本件各発明に係る防眩フィルムを装着したディスプレイの輝度分布の標準偏差の値(ギラツキ値)は、・・・(略)・・・防眩フィルムの凹凸形状を規定しているといえる。

・・・(略)・・・同じ防眩層を有するフィルムを測定しても、測定結果である標準偏差が0以上10以下の範囲に入ったり入らなかったりすることがあり得ることとなる。しかし、当業者であれば、測定結果に変動が生じないように測定条件を設定しようとすると解され、本件各発明の輝度分布の標準偏差を得るに当たり、測定結果に変動が生じないように測定条件を設定することが不可能であることを示す証拠はない。また、・・・(略)・・・、当業者が、およそディスプレイのユーザが感じるギラツキとの乖離が著しくなるような条件で本件各発明の輝度分布を測定するものと解することはできない。

そうすると、本件各発明における輝度分布の測定に当たり設定可能な条件には、同じ防眩フィルムに関する測定結果が変動せず一定になるように設定すること、ディスプレイのユーザが感じるギラツキとの乖離が著しくならないように、ユーザがギラツキを感じる事が少ないときに輝度分布の標準偏差が小さくなるように設定すること等の制限があるということができ、当業者であればこれらの制限のもとで合理的な範囲で条件を設定して測定するものと推認される。そして、そのような条件を設定して測定した場合に、輝度分布の標準偏差の測定結果に大きな違いが生じることを示す証拠はないから、輝度分布の標準偏差を規定したことにより、本件各発明が、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということはできない。』

## 検討

本判決は、実施可能要件、サポート要件、及び明確性要件に関する異議決定での判断が全て覆された点において参考となる。

とくに、実施可能要件及びサポート要件については、異議決定では、第1実施形態と、第2・3実施形態とが別の実施形態であると認定されているのに対し、本判決では、第2・3実施形態が第1実施形態の一態様であると認定されていることにより、両者の結論が異なると考察される。

## 実務上の指針

特許法36条の「記載要件」に関する指摘事項が、一見、論理的に一貫性のある指摘であったとしても、一旦、各判断基準(上記の各(1)に記載の規範)及びその解釈に立ち返り、過去の裁判例を参考にしながら、事案ごとに判断基準(規範)への「あてはめ」を適切に行い、その妥当性を検討することが肝心である。

以上